

地域計画

策定年月日	令和7年3月17日
更新年月日	令和 年 月 日 (第 回)
目標年度	令和15年度
市町村名 (市町村コード)	南丹市 262137
地域名 (地域内農業集落名)	園部町摩気地域 (竹井、仁江、船阪、大西、宍人、半田、口人、口司)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	281.9 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	280 ha
② 田の面積	280.1 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1.8 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	4.2 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	266.6 ha
(参考)区域内における〇才以上の農業者の農地面積の合計	ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	ha
(備考)	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。

2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。

3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。

4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。

5:(参考)の区域内における〇才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。

6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の高齢化が進み遊休農地の更なる増加が懸念されることから、新規就農者を確保・育成しつつ地域住民等を交え地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が喫緊の課題である。また、各農家が農業機械を購入し農作業を実施している非効率な現状もあり、機械の共同利用を進める必要がある。さらに後継者の不在などによる農地の保安全管理の問題、鳥獣害被害による営農意欲の低下も課題である。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

特段の特産品がなく小規模農家が多い、規模拡大を考えている農業者も少ないため、農地中間管理事業を活用した認定農業者への貸し付けを進めて行き遊休農地の拡大を防ぎたい。また、農地の集積・集約を促進し、地域内外から農地を利用するものを確保し、地域の農業に対する意思統一と新たな担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。さらに既存農家も可能な範囲で地域で取り組める作物を模索し、その上で労力の高い草刈り等の作業を個人、法人に委託することで維持管理に努めていきたい。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1)農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
農地中間管理事業の活用による農業を担う者への農地集積・集約を基本としつつ、担う者の農作業に支障のない範囲で農地利用を進める。			
(2)担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	41	%	将来の目標とする集積率
			50 %
(3)農用地の集団化(集約化)に関する目標			
農地の集積・集約化を目指し、農地中間管理機構を通じて農業を担う者への集積・集約を進めて行く。			

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1)農用地の集積、集団化の取組
農地中間管理機構を活用し、認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手へ農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方法
地域の農地を農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。また、現在活用している農地中間管理機構を通じた認定農業者への貸し付けをさらに進める。
(3)基盤整備事業への取組
現在基盤整備事業の活用の見込みはないが、必要性がでてくれば地域での協議の上活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組
既存の新規就農者や担い手をしっかりとつなげるにより情報交換の機会を設ける。また、地域内にて農地を守る人材育成に努め、農地の有効活用を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組
地域内での農作業の効率化を図るため地域内有志の団体に耕作を依頼し、遊休農地の発生防止を図る。一部作業は中心経営体等に依頼することで作業負担の軽減を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組内容】

- ① 獣害が拡大しないよう防護柵を維持管理するとともに、目撃情報や被害情報があった場合には速やかに対応できる体制を構築する。併せて地域内外から捕獲人材の確保・育成を進める。
- ② 現在も有機農業に取り組んでいるが、対象農地の拡大を図りたい。また、化学肥料や農薬を減らしていく。
- ③ 地域農業に合致したスマート農業を進める。
- ④ 担い手の営農や農業を担う者の利用状況などを考慮し、出荷・調製施設など農業用施設の集約化を進める。

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

属性	農業を担う者 (氏名・名称)	現状			10年後 (目標年度:令和 15 年度)					
		経営作目等	経営面積	作業受託 面積	経営作目等	経営面積	作業受託 面積	目標地図 上の表示	備考	
認農	農業者A	水稻、野菜	31.27 ha	ha	水稻、野菜	31.27 ha	ha	農業者A		
認農	農業者B	水稻、大豆、小豆	30.38 ha	ha	水稻、大豆	30.38 ha	ha	農業者B		
認農	農業者C	水稻、小麦、小豆	21.14 ha	ha	水稻、小麦	21.14 ha	ha	農業者C		
利用者	農業者D	水稻	6.56 ha	ha	水稻	6.56 ha	ha	農業者D		
利用者	農業者E	水稻	6.08 ha	ha	水稻	6.08 ha	ha	農業者E		
認農	農業者F	水稻、大豆、野菜	5.98 ha	ha	水稻、大豆、野菜	5.98 ha	ha	農業者F		
認農	農業者G	水稻、大豆、野菜	5.70 ha	ha	水稻、大豆、野菜	5.70 ha	ha	農業者G		
認農	農業者H	水稻、大豆、小豆、野菜	5.07 ha	ha	水稻、大豆、小豆、野菜	5.07 ha	ha	農業者H		
利用者	農業者I	水稻、大豆、野菜	4.59 ha	ha	水稻、大豆、野菜	4.59 ha	ha	農業者I		
認農	農業者J	水稻、大豆、野菜	4.41 ha	ha	水稻、大豆、野菜	4.41 ha	ha	農業者J		
サ	農業者K	水稻、野菜	ha	3.78 ha	水稻、野菜	ha	3.78 ha	農業者K		
認農	農業者L	水稻	3.69 ha	ha	水稻	3.69 ha	ha	農業者L		
認農	農業者M	水稻	2.71 ha	ha	水稻	2.71 ha	ha	農業者M		
認農	農業者N	大豆、小麦、小豆	2.48 ha	ha	大豆、小麦、小豆	2.48 ha	ha	農業者N		
利用者	その他耕作者	水稻等	148.00 ha	ha	水稻等	148.00 ha	ha	耕作者あり		
計	15経営体		278.1 ha	3.8 ha		278.1 ha	3.8 ha			

- 注1:「属性」欄には、認定農業は「認農」、認定新規就農者は「認就」、法人化を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」、農業協同組合は「農協」、農業支援サービス事業者(農協を除く)は「サ」、上記に該当しない農用地等を継続的に利用する者は「利用者」の属性を記載してください。
- 2:「経営面積」「作業受託面積」欄には、地域計画の対象地域内における農業を担う者の経営面積、作業受託面積を記載してください。
- 3:農業を担う者に位置付ける場合は、できる限りその者から同意を得ていること。
- 4:作業受託面積には、基幹3作業の実面積を記載してください。なお特定農作業受託面積は、作業受託面積に含めず、経営面積に含めてください。
- 5:備考欄には、農業を担う者として位置付けられた者に不測の事態に備えて、代わりに利用する者を記載するよう努めてください。

5 農業支援サービス事業者一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--

注1:「農用地所有者等」欄には、区域内の農用地等の所有者、賃借人等の使用収益権者の数を記載してください。

注2:「うち計画同意者数」欄には、同意者数を記載してください。

注3:提案する地区の対象となる範囲を目標地図に明記してください。

(留意事項)

農業を担う者を位置付ける際、これらの者の氏名が含まれた地域計画について、法令に基づく手続として、本人の同意なく、関係者の意見聴取や、地域計画の案の縦覧、地域計画の公告を行うことができますが、個人情報保有に当たっては、利用目的をできる限り特定し、本人から直接書面に記録された個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示してください。

また、市町村の公報への掲載等とは別に、インターネットの利用により関係者以外の不特定多数に対して情報を提供する場合、氏名を削除するなど配慮してください。

必要に応じて区域内の農用地の一覧を参考として添付してください。

